

**お客さまへの大切な
お知らせとお願い**

当金庫では、職員がお客さまの現金、通帳・証書等をお預かり・お届けする際の手続きにつきましては、下記のとおり定めておりますのでお知らせいたします。
大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

現金や通帳・証書等のお預かりとお届けについて

職員が、お客さまから現金、通帳・証書、ご預金の払戻請求書等をお預かりする際は、お客さまご自身に当金庫所定の「依頼票」にご記入いただき、「依頼控票」をお渡しいたしますので、内容をご確認のうえ必ずお受け取りください。
職員が、「依頼控票」以外のもの（名刺やメモ等）にお預かり内容を記載してお渡しすることはございません。

- * 次の場合は「依頼控票」を発行いたしません。
 - ・定期積金の集金（証書等をお持ちでない場合は「依頼控票」を発行します。）
 - ・当金庫所定の入金帳等による現金のお預かり
 - ・融資書類のお預かり
- * お客さまご自身が「依頼票」にご記入されなかった場合は、お客さまご自身がご記入された当金庫所定の「入出金伝票」、あるいはお客さまからお預かりした通帳・証書等に基づき職員が「依頼票」を代理作成し、「依頼控票」を発行いたします。

お客さまから依頼された処理が完了した時には、職員がお届け現金、あるいはお届け通帳・証書等と引き換えに「依頼控票」を回収いたしますので、それまで大切に保管してください。

法人企業を除き、次の場合には、お届け金額や通帳・証書等の処理内容のご確認のため、当金庫所定の「お届け現金兼お届け品処理確認書」にお客さまのご署名、ご捺印を頂戴いたしますので、よろしくご願ひいたします。

○現金をお届けする場合

○ご入金や新規のご契約、振替等のお取引をご依頼の際、「依頼票」または「入出金伝票」等にお客さまの自署がいただけず、処理後の通帳・証書等をお届けする場合

いかなる場合も、職員が、お客さまの「ご印鑑」をお預かりしたり、「カード暗証番号」をお尋ねすることはございません。また、お客さまがご希望される場合も、「ご印鑑」をお預かりすることはできませんので、ご協力をお願いいたします。

- お預かりいたしました通帳・証書等は速やかにお客さまにお届けするよう職員に指導しておりますが、お届け予定日から1週間を経過してもお手元に戻らない場合や、その他お取扱いについてお気づきの点がございましたら、下記【お問い合わせ先】まで直接ご連絡ください。

【お問い合わせ先】

総合企画部

電話番号 083-922-2700

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)



地域のみなさまと共に
萩山口信用金庫